

運転期間の見直しに係る資源エネルギー庁とのやり取りに関する経緯について

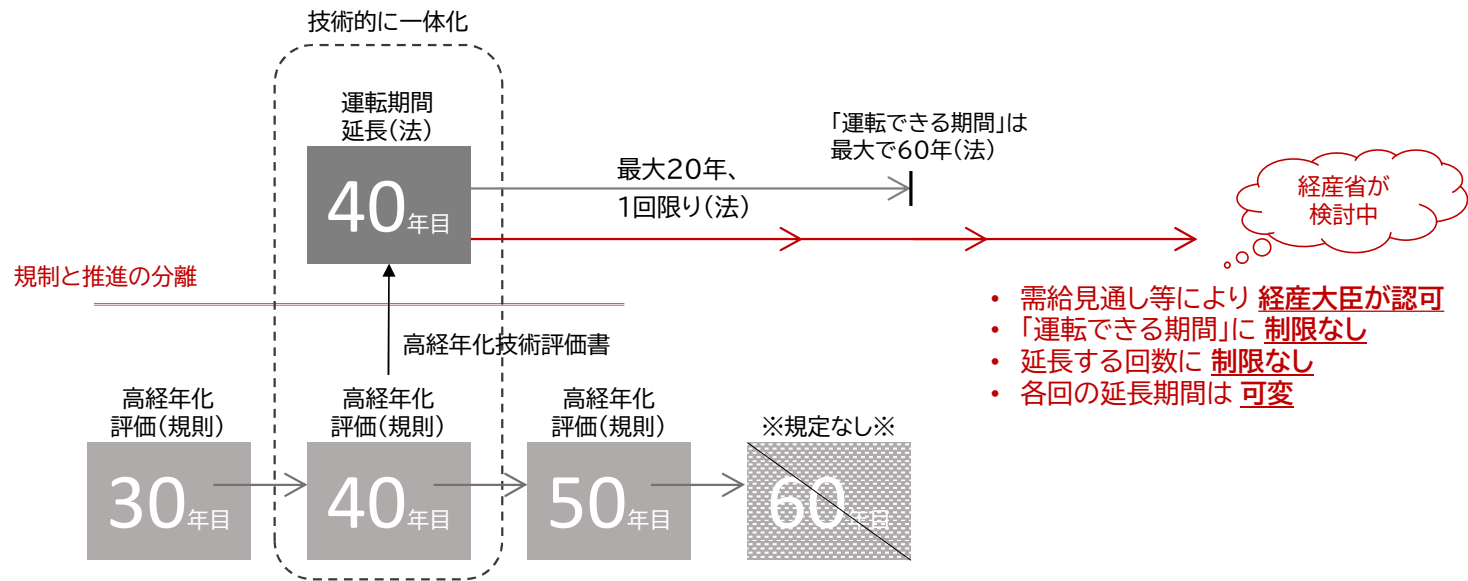
令和4年12月27日
原子力規制庁

- 7月27日 第1回GX実行会議
・総理から原発再稼働等の政治決断が必要な項目を示すよう指示
- 7月28日 資源エネルギー庁との面談①
・資源エネルギー庁から、GX実行会議での総理指示を踏まえ、原子力発電所の運転期間の見直しに関して、経済産業省として原子炉等規制法を含む束ね法案の検討を開始した旨が伝達される。
また、平成24年の原子炉等規制法の改正時の内閣法制局提出資料の提供を依頼される。
※原子力規制庁 金城原子力規制企画課長、資源エネルギー庁 皆川原子力基盤室長、他（以下、資源エネルギー庁との面談において同じ。）
- 7月29日 資源エネルギー庁に対する資料提供
・前日の面談にて依頼された、平成24年当時の内閣法制局提出資料を送付。
- 8月19日 資源エネルギー庁との面談②
・資源エネルギー庁から、運転期間の見直しに関する改正のイメージが示される。
- 8月22日 資源エネルギー庁との面談③
・8月19日に示された資源エネルギー庁の改正イメージの中に、原子力規制委員会の所掌となる内容が一部含まれていたことから、そのような事項は原子力規制委員会が委員会の場において検討すべきものである旨などを指摘。
- 8月23日 長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打ち合わせ
・運転期間の定めが見直されるとした場合の高経年化した原子炉に対する安全規制に関する事務方としての検討を開始。
- 8月24日 第2回GX実行会議
・総理から原発再稼働、運転期間の延長等について年末までに具体論を検討するよう指示。
→更田原子力規制委員長(当時)に対し、次長から原子力規制委員会での対応が必要になると考えられる旨を報告。
- 8月25日 環境省本省から、GX実行会議の報道を踏まえ規制庁の対応を教えて欲しいとの依頼あり
- 8月29日 総務課法令審査室において、環境省本省への説明資料（添付資料）を作成
・原子力規制企画課には相談せず、最大限に影響が大きくなる形を想定して作成。
- 8月30日 総務課法令審査室が、環境省本省に対し、説明資料を用いて説明
- 9月1日 職員3名を原子力規制企画課に併任発令

- 9月6日 資源エネルギー庁との面談④
- ・原子力規制庁と資源エネルギー庁の担当者の顔合わせを実施。
 - ・資源エネルギー庁から、原子力小委員会が9月22日に開催される予定であるとの情報が伝達される。また、法改正に関して内閣法制局対応の状況について伝達される。
 - ・資源エネルギー庁から、法改正に関し、原子力規制庁として内閣法制局に提出する資料提供を依頼されるが、原子力規制委員会としての方針が示されていないため、対応ができない旨を回答。
- 9月13日 長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打ち合わせ
- ・高経年化した原子炉に対する安全規制に関し、①運転期間の定め方に拘わらず安全性を確認できる仕組み、②現行の二つの制度の精査とそれらとの関係の整理、の2つの方針を確認。
- 9月15日 資源エネルギー庁との面談⑤
- ・資源エネルギー庁から、9月22日の原子力小委員会で提出される資料案（運転期間見直しの関係部分）が提示される。
- 9月16日 長官・次長・原子力規制技監・原子力規制部長を含めた事務方打ち合わせ
- ・9月22日の原子力小委員会に運転期間見直しの関係資料が提示されることを報告。打ち合わせの結果を踏まえ、資源エネルギー庁に対し、今後の原子力安全規制を見通したような記述は削除するよう指摘した。
- 9月19日の週 山中原子力規制委員（次期委員長）への説明
- ・委員長就任時及び就任後の対応に関する各種説明を実施。その際長官から、9月22日の原子力小委員会で運転期間延長についても議論される見込みであることを報告。
- 9月22日 第31回総合資源エネルギー調査会 原子力小委員会
- 資源エネルギー庁との面談⑥
- ・原子力小委員会の結果が伝達される。
- 9月26日 山中新原子力規制委員長就任会見
- ・運転期間延長について、利用政策側の意見を聞いた上で、原子力規制委員会で議論していきたいという考えを表明。
- 9月28日 第41回原子力規制委員会
- ・原子力小委員会を踏まえた利用政策側の方針などの説明を聞くために、資源エネルギー庁との調整を事務局に指示。
- 資源エネルギー庁との面談⑦
- ・原子力規制委員会での説明要請を伝達。
- 10月5日 第42回原子力規制委員会
- ・資源エネルギー庁から原子力小委員会での検討状況を聴取

※この資料は、原子力規制委員会・原子力規制庁での調査・確認のみに基づき作成している。

- 来年の常会に提出予定の「束ね法」(経産主請議)により、現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管。
- これに伴い、同束ね法により、【高経年化対策に関する安全規制】を炉規制法に新設。
- 重要広範となる可能性も念頭に、スケジュール、立法事実/法律事項などを、今後、経産省とも調整・検討。規制庁内は当面、4名程度のコアメンバーで立案作業に着手。



今後、高経年化プラントの増加・長期化が見込まれるため、**更に安全規制を強化**

- 現行は60年超を想定していない ⇒ 60年超にも対応した安全規制
- 現行は「10年毎」の要求 ⇒ 各炉のパフォーマンス実績を反映した評価期間(最大10年)
- 現行は他プラントの規制経験、新知見の反映が事業者任せ ⇒ 定期見直しの義務化、場合により措置命令
- 現行は施設管理の1分野 ⇒ 高経年化を切り離し、「計画」の認可、「計画」に従った措置の義務化・規制検査化、「計画」の変更命令